

B V A 事業運営規程

第1章 事業目的及び組織事項

(名称)

第1条 この事業は、バイオベンチャーアライアンス(以下「BVA」という。)事業と称する。

(目的)

第2条 BVA事業は、バイオベンチャーを中心としたアカデミア、金融機関、大手企業等の連携による成長モデルとなることを目指し、横浜・神奈川及び我が国のバイオ産業の更なる発展に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第3条 BVA事業は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(以下「財団」という。)が事務局として運営している「横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク事業」に含まれる事業として、BVA会員企業の優れた技術のマッチング並びに製品及びサービスの販売促進に取り組むものとする。

2 本規程は、前項のBVA事業の財団での運営方針を定めるものである。

(定義等)

第4条 本規程に特に定めのない限り、本規程に用いられる用語はBVA会員規約の定めるところによる。

(BVA事務局)

第5条 財団内にBVA事務局を設置する。

2 BVA事務局の機能、活動内容は以下のとおりとする。

- (1) BVA事業の運営に関する基本事項の決定
- (2) BVAへの新規入会の承認
- (3) BVA事業状況(事業報告、事業計画)、経理(予算、決算)状況の承認
- (4) BVA事業に関する庶務業務
- (5) BVA会費の管理と経理業務

(BVA事務局の構成)

第6条 BVA事務局の構成員は以下のとおりとする。

- (1) BVA事務局長：財団事務局長
- (2) BVA企画部長：財団事業企画部長
- (3) BVA担当職員：財団職員

(BVA事務局の職務)

第7条 BVA構成員は、以下の業務を行う。

- (1) BVA事務局長は、BVA事務局業務を統轄する。
- (2) BVA企画部長は、BVA事務局長を補佐し、業務を掌握し、BVA事務局長に事故があるとき又はBVA事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) BVA担当職員は、BVA企画部長のもとで、BVA事務局業務を分担する。

(活動経費)

第8条 BVA事業の活動経費は、入会金、及び年会費（以下「BVA参加費」という。）でまかなう。

2 BVA参加費で、BVA事務局が関わるBVA運営費（広報資料作成費、交通・通信運搬費など）をまかなう。

第2章 情報管理に関する事項

(情報管理にかかる担当者)

第9条 BVA事務局は、BVA事業に関し、BVA情報管理責任者及びBVA情報管理者(以下「BVA情報管理者等」という)をおく。

- 2 BVA事務局長がBVA情報管理責任者を、BVA事業企画部長がBVA情報管理者を行う。
- 3 BVA情報管理責任者は、BVA事務局内での情報管理に関し、構成員を指導及び教育し、監督する。
- 4 BVA情報管理者等は、情報管理の体制について、定期的に見直しを行い、本規程の第2章についての条項について変更を検討する。
- 5 BVA情報管理者等のみが事業情報及び秘密情報(以下「管理対象情報」という。)をBVA会員及び顧客等から受領し、管理するものとし、財団の他の職員等がこの業務を代行することはできない。
- 6 BVA情報管理者等は、在職中及び退職後も管理対象情報を現に秘密として保持し、財団の書面による承諾なく、第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。

(情報管理方法)

第10条 BVA情報管理者等が利用するパソコン端末には、パスワードを設定し、BVA情報管理者等が当該パスワードを管理するものとする。

- 2 BVA情報管理者等の担当の交替があった場合は、前項のパスワードを変更するものとする。
- 3 BVA情報管理者等が、管理対象情報を記録した媒体(以下「情報記録媒体」という。)を受領した場合、他の資料と区別して、BVA情報管理者等が管理する鍵で施錠できるロッカー等に保管しなければならない。
- 4 前項の情報記録媒体のうち、秘密情報を含むものは、当該情報の利用目的を達したときは、速やかに情報の開示者に返還するものとする。
- 7 BVA情報管理者等は、財団の職員等が、BVA情報管理責任者に了解なく管理対象情報にアクセスできないよう適切な措置を講じるものとする。

第3章 その他

(委任)

第11条 この規程に定めるものの他この規程の施行に必要な事項は財団理事長が定める。

附則

この規程は、平成20年 5月16日から施行する。

附則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。